

# 令和6年度 社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会 事業計画

## I 基本方針

少子高齢化や人口減少が進行し、社会環境は大きく変化するとともに、コロナ禍を経て顕在化・深刻化した生活困窮や社会的孤立の問題など地域生活課題は更に複雑化・多様化しています。また、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化しており、今後、災害リスクが高まっていくことが懸念されています。

社会環境や地域生活課題が変容するなか、国では地域住民自らが主体的に関わり支え合う地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築が進められています。そして、公的制度の基盤整備や専門的な支援の拡充とともに、地域住民や地域での暮らしを構成する幅広い関係者の“参加と協働”による地域づくりが求められています。

こうした背景・趣旨を踏まえて、令和6年3月に檀原市、檀原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）、檀原市地域福祉推進連絡協議会は、“自助・互助・共助・公助で地域福祉を進める計画”として、檀原市第5期地域福祉推進計画（以下「第5期計画」という。）を策定しました。社協は、住民個人が抱える課題を受け止め支援につなげるとともに、地域の課題に対しては、地域住民や関係者と一体となってその解決や地域づくりに向けて取り組んでいきます。そして、第5期計画に掲げた理念である「みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち」の実現を目指します。

令和6年度の社協は、次の重点活動に掲げた1. 法人経営の基盤強化、2. 地域福祉活動の推進、3. 相談支援・権利擁護の充実、4. 介護・生活支援サービスの提供、5. 地域包括支援センターの運営、を柱として事業を展開していきます。

## II 重点活動

### 1. 法人経営の基盤強化

公益性・非営利性を持った社会福祉法人として、事業運営の透明性の確保、経営組織のガバナンスと財務規律の強化、災害対応や感染症等のリスク管理に努めます。また、持続可能で自律した組織運営と積極的な事業展開のため、財政基盤の強化にも努めます。さらに、地域に開かれた組織として、広報誌やホームページ、SNSなどを活用し積極的な情報発信に努め、社協への理解と信頼が得られるよう取り組みます。そして、地域福祉を推進する中核的な団体として、今後の法人経営のビジョンや目標を明確にした中期経営計画を策定し、既存事業の強化や新たな事業の創出と展開を目指します。

## 2. 地域福祉活動の推進

行政や自治会、民生委員・児童委員、小学校区地域福祉推進委員会などの福祉関係団体等との協働によるネットワークを基本としながら、地域における緩やかな見守り体制の構築や幅広い世代の交流などにより、地域のつながりづくりに取り組みます。また、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターと連携して、高齢者の生活支援の充実のため、地域で支え合える仕組みづくりを推進します。これらの取組を通じて、住民一人ひとりがその暮らしに生きがいを感じることができる地域を目指すとともに、次世代の地域福祉の担い手となる人材の発掘と育成につなげ、第5期計画を推進していきます。さらに、災害ボランティアセンターの啓発活動や設置・運営訓練を行い、災害発生時に迅速な支援ができるよう、平時からその体制整備を図ります。

## 3. 相談支援・権利擁護の充実

地域では、認知症や知的障がい、精神障がいなど様々な理由で生活のしづらさを抱える人が増加しています。このような状況のなか、福祉サービスの利用援助や法人後見事業の実施により、利用者の判断能力や生活状況を踏まえた多様な支援を行っていきます。また、地域住民に対する周知・啓発により、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、権利擁護支援体制の構築を進めます。さらに、生活困窮者等への生活支援や、関係機関との連携により、安定した暮らしと自立した生活を支援するためのセーフティネット機能の強化に努めます。

## 4. 介護・生活支援サービスの提供

利用者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、安心して地域や在宅での生活を継続できるように、一人ひとりの状況に応じた質の高いサービスの提供に努めます。また、法改正や介護報酬改定といった制度環境の変化に備え、安定した運営体制の構築を図るとともに、サービスの提供を通じて高齢者や障がいの地域生活課題を把握し、地域福祉との連携を図るなど社協らしい事業所運営を展開します。

## 5. 地域包括支援センター（南圏域）の運営

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組みます。また、かしはら街の介護相談室と連携し、地域における高齢者の総合相談窓口としての体制を整備します。さらに、地域住民や関係団体等と連携を図り、高齢者個人の困りごとや地域の課題の解決に努めるとともに、地域の医療と介護のネットワークの構築などにも取り組みます。また、認知症高齢者等が増加している現状から、その早期対応を図るとともに、認知症の人とその家族が地域で安心して生活できる支援体制の整備に努めます。指定介護予防支援においては、医療機関等との連携に努め、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

### Ⅲ 事業実施計画

#### 1. 法人経営の基盤強化

| 事業名等                      | 事業内容  | 実施予定回数・時期 |
|---------------------------|---|-----------|
| <b>【法人運営事業】</b><br>(組織運営) |   |           |
| 1. 理事会・評議員会等の開催           | ① 会務の円滑な運営と経営方針を明確にし、事業活動を展開していくため開催する。<br>② 業務執行の意思決定機関である理事会、重要事項の議決機関である評議員会の責任体制の明確化と、より一層の機能強化を図る。(理事13名、評議員15名、評議員選任・解任委員会委員4名)<br>1) 理事会 (5月下旬、9月下旬、3月中旬)<br>2) 評議員会 (6月下旬、3月下旬)<br>3) 評議員選任・解任委員会 (理事会の提案により開催)<br>③ 社会福祉法及び定款に基づき、理事会や評議員会を開催し、経営組織のガバナンスの強化と牽制機能やチェック体制の強化を図る。<br>④ 理事の職務の執行について、監事による監査を実施する。(監事2名)<br>1) 監査の実施 (5月中旬) |           |
| 2. 役員等の研修会・交流会の実施         | 構成団体間の連携を強化し、組織力を高めるとともに、今後の事業展開の参考となるよう、役員等の研修会及び交流会を実施する。   | 令和6年9月    |
| 3. 会員制度の推進                | 社協の活動が地域住民の参加・協力・支援によって展開していくための制度として、また安定した財源確保のため、会員制度についての周知を図り、会員の増加に努める。   | 随時        |
| 4. 県内社協との連携               | 奈良県社協と県内市町村社協とにおいて締結している「災害時の相互支援活動に関する協定」により、災害が発生した場合は、平常時からの各社協のネットワークを活かし、相互に協力・連携して災害支援活動を行う。  | 随時        |
| 5. 事務事業の効率化の推進            | 電子申請やインターネットバンキングの活用など、事務の電子化と簡素化を推進するとともに、ICTツールを活用し、業務の効率化を図る。  | 随時        |
| <b>(財務運営)</b>             |   |           |
| 1. 経営基盤の強化と福祉サービスの向上      | 地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図る。また、福祉サービスの提供にあたっては、サービスの向上に努めるとともに、採算性を確保し、持続可能な経営を行う。  | 随時        |

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 2. 事業運営の透明性の向上   | <p>① 社会福祉法人会計基準及び経理規程に基づき、適正な会計や税務の処理を行い、透明性のある社協経営を行う。</p> <p>② 社会福祉法人として、公益性・非営利性を確保する観点から、地域住民に対する説明責任を果たすとともに、計算関係書類等の備え置きや、インターネットによりこれを公開する。その他、個人情報等の管理体制を徹底するとともに、積極的な情報公開に努め、住民にわかりやすく、信頼される事業運営を行う。</p>  | <p>随時</p> <p>随時</p>                            |
| 3. 財務規律の強化       | <p>社協の内部留保金の明確化の観点から、純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（社会福祉充実残額）を明確にする。</p>   | 令和6年5月   |
| 4. 財源の確保         | <p>ホームページを広告媒体として活用し、バナー広告を掲載するなど、新たな財源を確保する。また、今後、新たな事業の創出と展開を図り、地域福祉を推進する新たな財源の確保に努める。</p>   | 随時   |
| (リスク管理・コンプライアンス) |  |  |
| 1. 事業継続のための体制強化  | <p>災害や感染症の発生など社協運営に支障をきたすリスクに備え、日頃から事業継続のための体制強化に努める。</p>  | 随時   |
| 2. コンプライアンス体制の強化 | <p>地域住民からのさらなる信頼を得るため、社会福祉法人としての責任を果たすとともに、不祥事故の防止とコンプライアンス体制を強化する。</p>  | 随時   |
| (人材育成・労務管理)      |  |  |
| 1. 職員の人材育成       | <p>① 社協職員として、自ら学び自ら考え自ら行動することができるよう、職員の人材育成に取り組み、意識改革と能力開発を推進する。また、より一層の資質向上を図り、やる気を引き出すための人事評価を引き続き実施する。</p> <p>② 研修の体系化を図り、外部研修を積極的に活用するとともに、組織の課題に応じた職場内部研修を実施する。また、業務を通じた能力の向上（OJT）にも取り組む。</p> <p>③ 社会福祉の領域や役割が大きくなる中、社協に対する期待や評価も厳しさを増している。職員不足を補い、組織の基盤強化と活動充実を図るため、職員採用試験を実施する。</p> <p>④ 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の抑制と年次有給休暇の確実な取得により、働きやすい職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスを推進する。また、これらの推進にあ</p> | <p>随時</p> <p>随時</p> <p>令和6年4月～5月</p> <p>随時</p> |

|                                  |  |   |
|----------------------------------|--|---|
| <p>2. 衛生委員会の開催等</p>              | <p>たつて、勤怠管理システムにより、職員の勤怠状況の正確な把握・管理に努める。</p> <p>① 職員の健康障害の防止や健康の保持増進を図るとともに、職場環境の維持・改善や福利厚生の実施のため職員衛生委員会を開催する。</p> <p>② 職員のメンタルヘルス不調を防ぎ、いきいきとした職場環境の実現のため、労働安全衛生法に基づくストレスチェックや健康診断などを実施する。</p> | <p>随時</p> <p>令和6年9月<br/>令和7年1月</p>          |
| <p>(将来ビジョンの検討)</p>               |  |   |
| <p>1. 中期経営計画の策定</p>              | <p>地域福祉を推進する中核的な団体として、法人経営のビジョンや目標を明確にした中期経営計画を策定する。</p>   | <p>令和6年12月</p>                              |
| <p>(広報活動)</p>                    |  |   |
| <p>1. 社協だより「いきいき」の発行</p>         | <p>① 社協活動や共同募金活動等の普及宣伝と、これらの活動への地域住民の参加と協力を得るため、福祉情報を発信する。</p> <p>② 職員が意見を出し合い、検討を重ねることで、より多くの市民に関心を持ってもらえるような紙面づくりに努める。</p>   | <p>年4回発行(令和6年4月、7月、10月、令和7年1月)<br/>全戸配付</p> |
| <p>2. ホームページによる情報発信</p>          | <p>ホームページやSNSを活用し、タイムリーな社協活動の情報を発信する。</p> <p>ホームページ <a href="https://kashi-syakyou.or.jp/">https://kashi-syakyou.or.jp/</a><br/>インスタグラム kashiharasyakyou</p>                                   | <p>随時</p>                                   |
| <p>3. 感謝状の贈呈</p>                 | <p>社会福祉の増進に尽力された社協会員等を対象に感謝状の贈呈を行う。</p>  | <p>令和6年11月</p>                              |
| <p>4. あらゆる機会を活用した地域での啓発活動の実施</p> | <p>日常業務においてあらゆる機会を活用し、地域住民に対する啓発を行う。</p>   | <p>随時</p>                                   |

## 2. 地域福祉活動の推進

| 事業名等                      | 事業内容  | 実施予定回数・時期      |
|---------------------------|---|----------------|
| <b>【地域福祉活動支援事業】</b>       |   |                |
| 1. 市地域福祉推進連絡協議会との連携       | 市内16小学校区の地域福祉推進委員会等で組織する市地域福祉推進連絡協議会との連携により、校区間の情報の共有を図り、地域福祉ネットワークを構築する。   | 随時             |
| 2. 地域福祉推進委員会との協働・活動支援     | ① 各校区において地域福祉活動の中心となり、その充実が檀原市における地域福祉の発展に寄与することから、地域福祉推進委員会の運営及び活動に対して助成し、支援する。また、地域住民同士がつながり、支え合い、助け合うことができるよう、地域の交流を促進するとともに、その参加者から次世代の担い手の育成を図る。                         | 随時             |
|                           | ② 地域福祉推進委員会と自治会、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を進めながら、日々の生活の中で異変に気付いた場合に、関係団体や専門機関に相談・連絡するといった“緩やかな見守り”を推進する。   | 随時             |
| 3. 第5期地域福祉推進計画の周知・啓発と進捗管理 | 地域住民への第5期地域福祉推進計画の周知・啓発とともに、計画の進捗管理を行い、目標の達成と理念の実現を目指す。   | 随時             |
| 4. 物品の貸出                  | ① 社協会員が行う地域福祉やボランティア活動等に対し、社協の物品を貸し出すことにより、その活動を支援するとともに、物品の有効活用を図る。<br>② 市内在住の方や市内を活動範囲とする団体を対象に、一時的な車椅子の貸出を行う。<br>③ 地域福祉推進委員会が実施する活動や取組等への利用者の送迎のため、社協の車両をコミュニティ自動車として貸与する。 | 随時<br>随時<br>随時 |
| <b>【見守り活動支援事業】</b>        |   |                |
| 1. 見守り活動への支援              | ① 見守り活動支援事業<br>1) 住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、民生委員・児童委員が実施する一人暮らし高齢者等の見守りや安否確認等を目的とした見守り活動を支援する。<br>2) 見守り活動を通じ、地域資源や社協の取組等を周知・啓発し、多方面から支援できる体制を整える。                               | 随時<br>随時       |
|                           | ② ふれあい電話訪問サービス事業<br>高齢者に対し、ふれあい（話し相手や見守り等）のため、ボランティアによる電話訪問を行う。   | 火・金曜日          |

|  |  |                                   |
|--|--|-----------------------------------|
| <p><b>【ふれあいサロン事業】</b><br/>1. ふれあいサロンの実施・支援</p>       | <p>櫃原市からの委託を受け、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、65歳以上の人を対象に、地区公民館等で体操や手芸などをメニューとした住民主体のサロン活動を支援し、閉じこもりや心身機能の低下、要介護状態等への進行を予防する。</p>  | <p>実施校区（現在12ヶ所）において月1回以上開催</p>    |
| <p><b>【生活支援体制整備事業】</b><br/>1. 生活支援体制整備事業（第1層）の実施</p> | <p>① 地域包括支援センター（第2層）の生活支援コーディネーターとの連携を図り、地域の現状や課題を地域住民や関係団体等と共有するとともに、解決に向けた話し合いのため、日常生活圏域で開催される「生活支援地域ケア会議」に参加する。</p> <p>② 地域包括支援センター（第2層）の生活支援コーディネーターとの連携を図り、高齢者にとって日常生活に役立つ地域資源に関する情報を整理したリストやマップを作成・更新し、地域住民への周知や活用促進を図る。</p> <p>③ 地域における担い手の発掘や育成のため、高齢者の経験や特技等を活かせるよう、そのきっかけづくりを推進する。また、地域での教室や出前講座を通じて、支え合いや福祉に対する意識啓発を図る。</p> | <p>年各1回以上</p> <p>随時</p> <p>随時</p> |
| <p><b>【ボランティア推進事業】</b><br/>1. ボランティア活動の支援</p>        | <p>① ボランティア活動中の事故に備え、各種ボランティア保険を取扱い、安心して活動できるよう支援する。</p> <p>② 広報紙やホームページなどを活用して、積極的に福祉・災害関連のボランティア情報を発信する。</p>   | <p>随時</p> <p>随時</p>               |
| <p>2. 福祉教育の推進</p>                                    | <p>小・中・高等学校に対する出前講座の実施や、児童・生徒によるボランティア活動の実践を通じて福祉教育を推進することにより、社会福祉への理解と関心を深め、思いやりとやさしさを養う。</p>   | <p>随時</p>                         |
| <p>3. 災害時に備えたボランティアの育成</p>                           | <p>① 災害時におけるボランティアの受援体制の確立のため策定した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、災害発生時にセンターの円滑な設置ができるよう、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する。</p> <p>② 災害発生時に災害ボランティア活動やセンターの運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアの登録者を募集する。</p>   | <p>令和6年10月</p> <p>随時</p>          |

|                        |   |                |
|------------------------|---|----------------|
| <b>【共同募金配分金事業】</b>     |   |                |
| 1. 共同募金活動への協力          | 地域福祉・在宅福祉の推進、ボランティア活動の振興を、計画的に展開するための主要な財源である地域助成金・地域歳末たすけあい助成金の安定した確保のため、共同募金運動を積極的に推進し、その活動に協力する。 | 令和6年10月～令和7年3月 |
| 2. 歳末見舞の実施             | 市内の福祉施設に、歳末たすけあい募金等の一部を見舞金として配分し、ビデオメッセージを届ける。  | 令和6年12月        |
| <b>【善意銀行運営事業】</b>      |   |                |
| 1. 善意銀行の運営             | 広く善意の寄付を受け、社会福祉を目的とする事業に有効活用することにより、地域福祉の推進を図る。   | 随時             |
| <b>【地域福祉基金運営事業】</b>    |   |                |
| 1. 地域福祉推進委員会の活動支援      | 寄付金により設置した地域福祉基金を活用し、地域福祉推進委員会の運営及び活動に対して助成する。  | 随時             |
| <b>【障がい者等支援基金運営事業】</b> |   |                |
| 1. 障がい者団体等の活動支援        | 障がい者等の福祉の増進のために寄付された指定寄付金により設置した基金を活用し、障がい者団体の地域における事業活動やその運営に対して助成し、支援する。                          | 随時             |



### 3. 相談支援・権利擁護の充実

| 事業名等  | 事業内容  | 実施予定回数・時期                     |
|---|---|-------------------------------|
| <p><b>【生活福祉資金貸付事業】</b><br/>1. 生活福祉資金の相談・貸付</p> <p>2. 奈良県フードレスキュー事業の実施</p> | <p>① 低所得者世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等の生活を経済的に支え、在宅福祉の充実や社会参加の促進を図ることを目的に、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金）の相談や貸付を行う。</p> <p>② 生活困窮者自立支援制度の相談機関と連携し、一体的な相談・支援を継続して行う。</p> <p>生活に窮迫した相談者に対して、寄り添い、安心・安定した生活に向けた相談支援につなげていけるよう、一時的に食料品の提供を行う。</p> | <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> |
| <p><b>【法人後見事業】</b><br/>1. 法人後見事業の実施</p>                                   | <p>① 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人に対し、社協が成年後見人等となり、成年被後見人等の財産管理や身上保護を行い、その権利を擁護する。</p> <p>② 地域住民等への啓発の場として、成年後見制度に関する理解を深めてもらうための講座を開催する。</p>   | <p>随時</p> <p>令和6年8月</p>       |
| <p><b>【日常生活自立支援事業】</b><br/>1. 日常生活自立支援事業の実施</p>                           | <p>認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人の権利を擁護するとともに、福祉サービスの利用援助や日常生活の相談、金銭管理などの援助を行うことで、地域で安心して生活ができるよう支援する。</p>   | <p>随時</p>                     |

#### 4. 介護・生活支援サービスの提供

| 事業名等   | 事業内容   | 実施予定回数・時期   |
|--|--|---|
| <p><b>【訪問介護事業】</b></p> <p>1. 介護事業所の経営</p> <p>2. 要介護者へのホームヘルプサービスの実施</p> <p>3. 要支援者へのホームヘルプサービスの実施</p>  | <p>① 全社協・地域福祉推進委員会が取りまとめた「社協・介護サービス事業推進方針 2015」を推進し、地域福祉との連携を図り、社協らしい介護サービス事業の展開を図る。</p> <p>② サービスを提供するヘルパーが不足している現状から、訪問型サービス従事者等研修を実施し、ヘルパーの確保・養成に努める。</p> <p>③ 社協におけるプロフィット事業として、利用者の増加を図り、安定した事業所の運営を行う。</p> <p>④ 介護サービス事業者に求められる感染症対策の強化、虐待防止の推進、業務継続に向けた取組の強化などに引き続き取り組む。</p> <p>要介護状態にある高齢者等（利用者）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>要支援状態にある高齢者等（利用者）が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持・改善と、要介護状態への予防をし、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。</p> | <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> |
| <p><b>【障害福祉サービス事業】</b></p> <p>1. 障がい者（児）へのホームヘルプサービスの実施</p> <p><b>【移動支援事業】</b></p> <p>1. 移動支援事業の実施</p> | <p>① 居宅介護事業<br/>障がい者の居宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行うほか、通院時に必要な介助を行う。</p> <p>② 重度訪問介護事業<br/>重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする人の身体介護や家事援助、移動の介護、見守り等生活全般を支援する。</p> <p>③ 同行援護事業<br/>視覚障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う。</p> <p>橿原市からの委託を受け、障がい者（児）が安心して社会活動に参加できるよう移動支援サービスを提供する。</p>   | <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>           |

## 5. 地域包括支援センター（南圏域）の運営

| 事業名等   | 事業内容   | 実施予定回数・時期 |
|--|--|-----------|
| <p>【包括的支援事業】</p> <p>1. 地域包括支援センター（南圏域）の運営</p> <p>2. 総合相談支援業務の実施</p> <p>3. 権利擁護業務の実施</p> <p>4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施</p> | <p>① 橿原市からの委託を受け、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。</p>                                      | 随時        |
|  | <p>② 高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組む。</p> | 随時        |
|  | <p>③ 保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置し、それぞれが連携を図ることにより、地域で暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療など様々な悩み・疑問・相談ごとに総合的に対応する。</p>                         | 随時        |
|  | <p>④ かしはら街の介護相談室（南圏域）との情報共有や連携を図り、総合相談支援業務等の円滑かつ効率的な対応に取り組む。</p>   | 随時        |
|  | <p>1) ブランチ会議の開催</p>  | 年6回       |
|  | <p>① 地域における高齢者の総合相談窓口として、かしはら街の介護相談室との連携を図り、24時間365日相談が可能な体制を整備し、対応する。</p>   | 随時        |
|  | <p>② センターの取組や活動について、パンフレットや広報誌などを活用して情報を発信するとともに、地域の団体や関係機関の会議やイベント等に参加し、周知・啓発を行う。</p>                                   | 随時        |
|  | <p>③ 高齢期を安心して過ごすための相談支援体制を構築するため、地域住民を対象に地域の課題やニーズに合わせた教室を開催する。</p>  | 年6回以上     |
|  | <p>① 成年後見制度の利用促進のため、橿原市権利擁護支援地域連携ネットワークの中核機関として、相談対応や、必要に応じ後見人等候補者の調整などを行う。</p>  | 随時        |
|  | <p>1) 橿原市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議への参加と協力</p>   | 年1回       |
|  | <p>② 橿原市や関係機関との連携を密にし、高齢者虐待の早期発見と早期対応を行うことで高齢者虐待の防止を図る。</p>  | 随時        |
|  | <p>1) 支援困難ケース検討会議及び高齢者虐待判定会議の開催</p>  | 月1回       |
| <p>包括的・継続的な支援体制の構築や地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築を行</p>   | 随時   |           |



|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>8. 地域ケア会議の実施</p>                           | <p>域ケア会議」を開催する。</p> <p>③ 地域課題等を整理した町アセスメントシートを作成し、地域住民や関係団体等と共有する。また、高齢者にとって日常生活に役立つ地域資源に関する情報を整理したリストやマップを作成・更新し、地域住民への周知や活用促進を図る。</p> <p>④ 地域の会議やイベント等あらゆる機会を活用して地域課題に対する意識づけや情報提供を行い、新たな活動や取組を支援する。</p>   | <p>随時</p> <p>随時</p>                        |
| <p>【介護予防支援事業】</p> <p>1. 介護予防ケアマネジメント業務の実施</p> | <p>① 専門職等がケアマネジメントのプロセスに関与し、多職種において課題及び背景・原因の分析をより深め、要支援者等の自立支援の検討のため、市全域で「自立支援地域ケア会議」を開催する。</p> <p>② ケアマネジャーや地域住民等から報告される個別の支援困難事案の解決に向けた検討や、地域の支援体制の構築のため、「個別レベル地域ケア会議」を開催する。</p> <p>① 指定介護予防支援<br/>要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、その計画に基づく介護予防サービスの提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行う。また、公正中立なケアマネジメントの確保や平時から医療機関との連携に努める。</p> <p>② 第一号介護予防支援<br/>要支援者や近い将来要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者が、介護予防及び生活支援を目的に、心身の状況等に応じて適切な事業が提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを作成するとともに、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行う。</p> | <p>年2回以上</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> |